

小学校体育授業実施におけるコロナ対策について 【10月1日版】

※今回改訂した箇所は赤字で表記

体育授業については、『新型コロナウイルス感染症対策防止に向けた「保健体育」の留意事項』（令和3年6月26日時点）を原則として実施する。

○予防についての共有事項（約束事）【意識化・習慣化させたいこと】

- ・授業開始前、終了後には、手洗いうがいを入念に行う。（授業内で時間を確保する）
- ・可能な限り屋外で実施し、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けることを徹底するとともに、**ドアを広く開け**、こまめな換気に努めること。
- ・屋外において持久走等、呼気が激しくなる活動を行う際は、特にゴール直後の十分な距離を確保するなど、工夫に努める。
- ・集合整列時には、会話や発声等を極力控える。（順番待ち等の時も）
- ・授業の前後における着替えや移動の際、授業中においても教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。なお、マスクを着用しての運動で、息苦しいと感じた時などには、マスクを外すよう促す。
- ・器具、用具については、使用の都度消毒を行うのではなく、授業前後に手洗いをを行う。
- ・**ビブス使用後は、アルコールスプレー等で除菌してから次の人が着るようにする。また、定期的に洗濯し、清潔な状態を維持する。**
- ・ボールや用具、器具を触った手で目、鼻、口を触らない。
- ・大声での応援や、ハイタッチ、握手等は避け、運動や競技に関係のない接触は避ける。
- ・「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避けることが困難な活動（上体起こし測定、2人組での補強運動、球技等）は、回数や時間を絞るなどして実施すること。
- ・健康観察カードによる体調管理の徹底。
- ・**飲水時は人との距離を確保し、会話を控えるよう促す。また、回し飲みをさせないこと、水飲み場の衛生管理に努めること。**
- ・**児童に個人管理の所有物（タオル、ハンカチ、体育着、運動靴）の貸し借りをさせないこと。**

体育授業後に手洗いうがいをを行い、「ウイルスを中に入れないこと」「ウイルスを外に出さないこと」を意識して授業に臨む。

○運動会等の体育的行事について

上記の「○予防についての共通事項（約束事）」に配慮しつつ、学校の実態に合わせて実施方法や種目内容等を決め実施していく。

○カリキュラムについて（内容・単元配列等）

地域の感染状況によって変化していくことが予想されるが、「○予防についての共通事項（約束事）」に配慮しつつ、(1)(2)(3)に該当する単元を学校の実態に合わせて実施していく。また、例年秋に実施する体力テストを実施方法に配慮しつつ測定していく。（児童の体力を把握するため）

【感染リスクを考慮し3段階に単元を分ける】

- (1) 適切な距離を保ちつつ、間接的にも接触なく実施できる単元
例) 短縄跳び、短距離走、長距離走、走り幅跳び、表現運動、※体づくり運動、保健
- (2) 適切な距離を保つことができるが間接的に接触のある単元
例) 跳び箱運動、高跳び、ハードル走、鉄棒、マット運動、固定遊具遊び、水泳
※体力テスト（上体起こしの実施方法に注意）
- (3) 近距離で組み合ったり、接触したりする単元が多い単元
例) 各種ボール運動、鬼遊び、集団行動